

令和7年4月以降、農地転用をお考えの皆様へ（重要）

令和7年4月以降農地転用申請をするには、事前に地域計画の変更が必要です。

地域計画の策定について

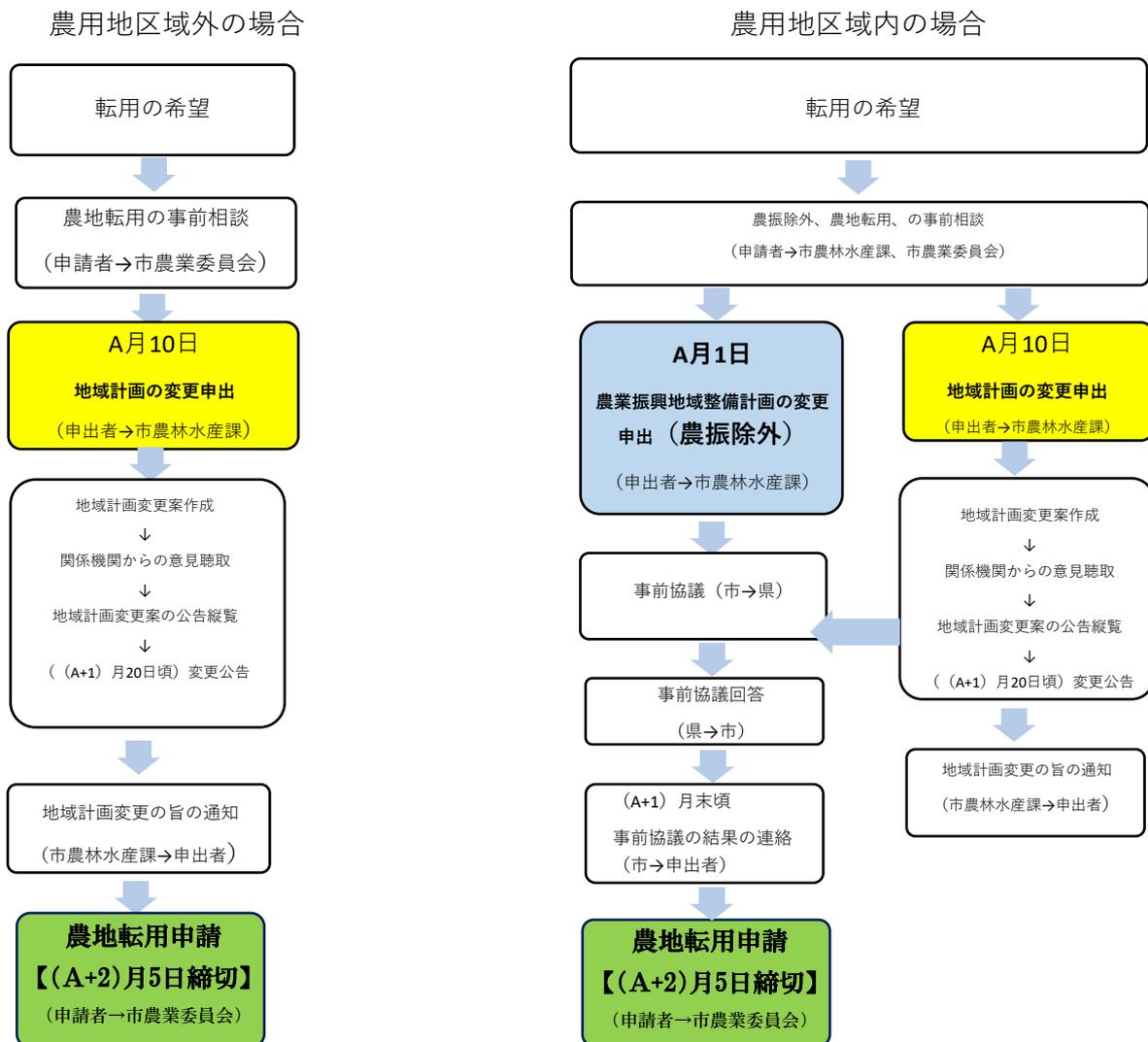
農業経営基盤強化促進法改正により、市町村において地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画が令和7年3月末日までに策定されることとなっております。

丸亀市におきましても、令和7年3月下旬に策定予定です。

「地域計画」の策定に伴い農振除外や農地転用の手続きが変わります。☒

地域計画策定後（令和7年4月以降）は、地域計画内の農地について農地転用の必要が生じた場合には、農振法による農用地区域からの除外（農振除外）や農地法による農地転用の手続きを行う前に地域計画の変更手続き（丸亀市全域の農地対象）が必要となります。地域計画の変更手続きは概ね2ヶ月程度の期間を要する予定です。

手続きの流れ（概要）



締切日：地域計画変更申し出（毎月10日）、農振除外（農家物偶数月1日、事業物4.8.12月の1日）

農地転用申請（毎月5日） いずれも土日祝の場合は前日の平日

問合せ先：地域計画、農振除外 丸亀市産業生活部農林水産課農政担当 TEL0877-24-8845
：農地転用 丸亀市農業委員会事務局 TEL0877-24-8826